

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和3年8月10日(火) 午前11時01分～午後0時04分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(9番) 柳沢 英希、 副議長(3番) 杉浦 康憲、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 7番 長谷川広昌、 11番 北川 広人、
14番 小嶋 克文

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 高浜市議会政治倫理条例等の整備について

2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 高浜市議会政治倫理条例等の整備について

委員長 本件については、7月30日の各派会議にて、高浜市政治倫理条例の一部改正案等の議長案が示され、今後は、議会運営委員会で協議を行うことが決定しております。

また、議長案について、各会派の意見を提出いただくようお願いしたところ、資料のとおり、各会派からの意見が提出されました。

各会派の意見については、あらかじめタブレットに登録してありますので、既に御確認いただいているとは思いますが、政治倫理条例の一部改正案等に対する各会派の御意見をお願いいたします。

初めに、市政クラブさん。2番、神谷直子委員。

意(2) 私ども、改定案とかは出してないんですけども、確認として、フローチャートをちょっと見ていただきたいんですけど。

これ右の下のほうに、政治倫理審査会の審査とありまして、ここでは書いてありませんけれども、ここで措置の決定までして、規定の9条2項にあるように措置まで決定をして、議会の措置として、意見の中に入れていただいて、議会の措置として、決定するという流れでよかったかの確認だけはしたいと思いますが、いかがですか。

委員長 はい、そのように進めていただいて結構です。

今回は、今、市政クラブさんからの御意見で、市政クラブさんとしては、今回の意見等については、案としては提出していませんけど、御意見を言うていただくように、ほかの会派の方も同じように各会派で、今から順次、指名していきますので。どうしましょうね。全てが、発表し終わってからのほうがいいですかね。はい。そのようにさせていただきます。

市政クラブさんはないもんですから。

次に、公明党さん、14番、今原ゆかり委員。

意(13) 公明党としましては、まず第5条の第3項ってところで、議長が委員を指名というふうにあるんですけども、公平にするべきだと思いますので、委員の構成においては、全会派から委員の指名ということで、はい。お願いしたいと思います。

次に、第6条の第6項ですね。ただしってところの後なんですけれども、相当な理由があるときはというのを、つけ加えていただいたほうが、わかりやすいと思って、そのように書かせていただきました。以上です。

委員長 続きまして新政会さん、8番、黒川美克委員。

意(8) そこに書いてありますように、様式の第1ですね。

様式の第1のところ、2段落目のところに、また、同条例第8条第1項の規程により云々と書いてありますけれども、この文言は要らないじゃないかと。

どういうことかといいますと、陳情や請願文書は氏名等は、全部公表しますので、同様にすべきであるという考え方と、それから、議員活動に干渉する

ものであれば、自身の身分も公表すべきだと。

だから、やる限りは、もう最初から、氏名やなんかは公表しますよと。そういう形にさせていただくのが、ベターじゃないかというふうに思っています。以上です。

委員長 続きまして、共産党さん。15番、内藤とし子委員。

意(15) 共産党ですが。その前に一つお聞きしておきたいのですが、これ倉田議員の迷惑何とかっていう署名が元で、これ改正の話になってきていると思うんですが、その最初の段階である署名の話は、どういうふうになったんでしょうか。

議長 すいません。何度もお話をしておりますけども、前回のときも皆さんお話をされていたと思いますけども。

今回、署名自体は、正式な形での受理というような形ではありませんよと、お話ししましたよね。覚えていますかね。

それだけの署名っていう思いがあるということでしたので、署名を出していただく分には、やぶさかではないけども、基本的には条例等の整備が出来てない。それで、正式な受理が多分出来ないと考えますよと。それでも、署名のほうを集めて、思いがあるので、出させていたいただきたいということで、署名と集めた時の何か、何ていうんですか、表題というか、のものはいただいております。その2点。

本来であれば証拠等、そういうのを添えてという形であると思うんですけども、そういったものまではなかったもので、正式な形の、それを受けての審査会の設置という形にはならないというふうに思っています。

前回の、あれは全員協議会のときに、私とほかの皆さんともお話をさせていただいたときに、議員さん方のほうからも、本来であれば、5人以上かつ二会派以上から申請が出れば、設置ができるということですので、そういった形で、議員さん方も進めていきたいというお話がありましたので、今こういうふうになっているという状況かなと思っておりますので、そういう御理解をお願いできれば。

意(15) 違反行為を疑うに足る事実を証する資料というのをそろえて、署

名にそろえて、出さなきゃいけないっていうふうに、今までの条例でもなっていると思うんですね。

それが出てないっていうことは、その署名も、無効になると思うんですが、それを受け取ったとか受理したとかしないとか、何かはつきりしないまま、政治倫理条例から基準の関係に、なんて言うか、改正に移ってきてるものですから、それはやっぱりはつきりしておかないと、入り口は入り口の段階で、無効の署名を受け取っても、無効にならずに、進めてるっていうのは、ちょっとおかしいと思うんですね。

議長 すいません。内藤議員、しっかり理解をしていただきたいんですけども。署名をいただいて、その署名を有効にしてやっているという話は一切していませんよね。元々から、最初からしてないと思いますけども。

今後、こないだも開いたときにお話をさせていただきましたけども、今後、そういった署名が出てきた場合に、また結局何も出来ないままになってしまうと。で、議員さん方、それぞれに回っていただいて、議員さんのほうから出していただくというような形になってしまうので、本来であればちゃんとした署名等が出てくる形であれば、本来だったら条例が整備をされていれば、そのまま審査会の設置という形になれたはずなんですよ。

ただ、今回やっぱり、それを出来なかったっていうことがあるので、今後しっかりと、そういう署名が出てきた場合、やれるような形で進めていくために、今回、条例をしっかりと見直しをして、やっていきたいと思いますというお話も前回はさせていただいておりますので、そこら辺を御理解いただければと思います。

意（15） それはそれで、よくわかりましたが。その前に、議長が市民の方から説明をして、議長が進めていいというか、そういうことを言われたっていうのが前に書いてありましたけども、やっぱり議会の中ですので、やっぱりその迷惑行為をしたという方にも、議長として、こういうことをされてきたのかっていうことを一度聞いて、市民の方からの意見も聞いて、両方の意見を聞いてまとめていくのが、議長の仕事じゃないかと思うんですが。

議長 すいません。今この場でその話をしていいのか、ちょっとわかりませんが、時間の関係上。

元々、私が副議長であったときに、先方の方が、こういう議員さんがいて、こういう行為をされて、非常に子供たちも恐怖心を覚えてしまっているというお話があり、署名活動をしたいというお話があったので。それは僕らが止めるものではありませんよね。市民の方が署名を集めると。その議員さんのやっている行為に対して、政治倫理条例に抵触するんじゃないかというお話があった。

ただ、それをじゃあ僕らが、それはじゃあ話合いで進めてください、署名を集めないでくださいということは、言えないと思うんですよ。

内藤議員、言えるんですか、自分で。やめてくださいって。

意 (15) やめてくださいとか、そういうことを言う前に、やはり相手の議員にもそういうこと、そういう市民の方が言ってみえるんだけども、そういうことがありましたかっていうことを、やはり一度聞く必要があるんじゃないですか。

委員長 あの、すいません。

議長 いいですか。ちょっと待ってください。ちょっと言わせてください。委員長、すいません。言わせて下さい。

なので、申し訳ないですけども、1番議員さんが前、16番議員さんに対して、全協のときに、そのお話をされたはずなんですよ。

そしたら御本人が、証拠があるのかと。証拠があるなら出してみろと、いうような言い方をされたもんだから、住民の方もやはりお怒りになっていると。それで署名集めに展開しているっていうふうに、僕は認識をしておりますので。

委員長 あの、改めて申し上げます。あの、今日は今後の進め方も含めて、今、内藤委員も確認ということでされとると思うんですけど、その内容のあれであると、今後の政治倫理委員会とか何かを進めていく上で、ちょっと支障を来たしてもいけないもんですから、今日はあくまでも意見を出していただき、また、それに対してのほかの会派からの御意見を伺うということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、共産党さんが出された意見について、お願いしたいと思っております。

意 (15) 規程の第3条に、追加をしてほしいというのが、まず1点。

署名は自署でなければならないということで、同一筆跡で、これは団体にし

ろ、個人にしる、人を指定して、おとしめるような署名も入ってくると思いますので、その自署に限るっていうのを、書き加える必要があると思います。

それから、条例の政治倫理審査会の審査の第6条、第4項で、対象議員が非公開を求める場合以外は公開とするというのは、審査会の会議は原則として公開とするというふうになっているんですが、この点はもちろん問題ないと思うんですが、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、これを非公開とすることができるとなっていますが、これを、本人が非公開を求める場合以外は、公開とするというふうに書き直していただきたいなと思っています。

それから、規程の第3条に追加をして、個人情報に関する配慮が必要なんですけど、署名簿の署名の証明が終了した場合、その日から14日間以内に指定した場所において、署名簿を関係人の縦覧にしなければならないっていうのを、書き加えていただきたい。

あいちトリエンナーレで問題になりましたが、縦覧がなければ、わからない場合もあります。一人一人が情報公開してては、時間の手間がかかり過ぎますので、この署名簿の縦覧を加えていただきたいと思います。以上です。

委員長 以下、参考までにですね、次に、青政会さん。6番、柴田耕一議員。
意(6) 別にありません。

委員長 次に、高志クラブさん。5番、岡田公作議員。
意(5) はい。これといってありません。

委員長 次に、高浜市民の会さん。16番、倉田利奈議員。
意(16) まず、条例の第3条の第1項なんですけど、市民全体の代表者としてその品位と名誉を損なう一切の行動を慎み、その職務に関し市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこととなっているんですけど。

こちらがですね、やはり、そこに、招くある行為とともにですね、やはり遵守ということで、市から補助金等の交付を受けている団体の役員（議会選出の委員または理事を除く。）に就任しないなどということで、規程を追加したほうがいいのではないかという。これ、結構他市では、このような条例になっているので、この辺りを明確にしたほうがいいのかと思っています。

それから、先ほども入っている第5条ですね。

第5条の2項に8人以内をもって組織するというのと、3項に、委員会の委員は議員のうちから議長が指名するっていう場合なんですけど、こちらがですね、8人以内ということになると1名でも成立してしまいますし、先ほどから話があるように、一会派に集中する恐れもありますので、委員の最低人数を明記すべき。それから、全会派から選出することを明記すべきではないかということで、意見を書きました。

それから、第5条の第7項なんですけど、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職または、委員の職を退いた後も同様とするってことなんですけど、原則公開っていうことであれば、例えばですね、市議会会議規則のほうに、秘密の保持というところにありますので、秘密会の場合とはいうことで、例えば表記するとかならいいと思うんですけど、ここがですね、ちょっと公開っていうことになると、条例上、矛盾も起きがちだし、ちょっと、あの、うん、わかりづらくなってしまふかなっていうところで、書かせていただきました。

それから、第3条の第4項ですね、先ほど共産党さんが言われたように、自筆のみが有効になるという、こちらの条例でその理解ということで、良いのかというところで、丁寧に書くなら、条例でうたったほうが、規程でうたったほうがいいのではないかと思います、意見として述べさせていただきました。

あと、第3条の第5項なんですけど、書面期間を30日以内と定めておりますけど、30日以内に行うってことが、どのように証明できるのか不明ということで、住民投票条例のほうでは、そちらがですね、代表者証明書とかそういうの発行とかによって、日にちのほうが確定されますので、その辺りを今後こちらの条例を使って運用された場合に、どのように運用していくかっていう点を明確に、明記するかどうかは別としても、運用面でどのようにしていくかっていうところを、決めておいたほうがいかなと思って書きました。

それから条例の第3条ですね。共産党さんが言われたように、縦覧期間が制定されていないということで、自己情報開示請求。こちらのほうを、例えば何百人、今後ですね、すごい人数が集まって何百人というふうになってしまうと、逆に議会事務局のほうもすごく事務が大変かと思っておりますので、こちらに書かせ

ていただいておりますけど、選挙管理委員会は署名簿の署名の証明が終了したときは、署名簿の閲覧期間及び場所について、あらかじめこれを告示し、かつ公表するとともに、署名簿に署名をした者の総数及び有効署名の総数を告示し、かつ公表することを、明記すべきではないかということ。

あとですね、やはり中央公民館の直接署名のときもですね、異議があったりとか、あと、やはり同一者かどうかとか、本当に本人が書かれたかどうかということ、いろいろ問題があったものですから、今回のやはりですね、トリエンナーレの大村知事のリコールの署名同様ですね、このあたりが、後から署名数に達する達成しない、特に僅差になった場合に、もめる要素にはならないかということ、事前にこのあたりは、しっかり運用面で決めておかないと、後から問題になりかねないなということ、書かせていただきました。

それから、最後にですね、政治倫理基準に違反すると思われる声があったから、審査請求を行うことができるまでの期間が定められていないということ、例えば、地方自治法でも処分要求書とかは、例えば、その行為があつてから3日以内とか、やはり何年も前のこととかをですね、持ち出されてきても、なかなかそれは、大変になるかなと思いますから、例えば、違反行為が判明してから1年以内とか、そういう辺りを、明記すべきではないかなということ、書かせていただきました。

あと、1点ですね、議長のほうに質問があるんですけど、条例の第6条の第4項、公明党さんが言われていた、公開とする、非公開とする場合のところですね。相当な理由があるときは、出席委員の3分の2以上ということなんですけど、この3分の2っていう数字は、ちょっと何を根拠にちょっと3分の2っていうふうに定められたのか、ここの部分をちょっと教えていただけたらと思います。以上です。

委員長 ただいまですね、各党派、公明党さん、新政会さん、共産党さんから高浜市民の会さんからですね、御意見を発表していただきました。

それで、あとですね、まず、特段意見が出されていない部分ですね。四つの党派から出されて、意見が出されていない部分については、議長案のとおりで御異議ないようですので、案のとおりとすることに、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、意見が出ていない部分については、議長案のとおりとさせていただきます。

それでは、各会派から出された意見について、御意見のある方は、お願いいたします。意見を発言する際は、何に対しての意見かを明確にして、発言をお願いいたします。2番、神谷直子委員。

意（2） まず、公明党さんの1問目、この議長は全ての会派から委員を指名とありますが、私どもこれ、議長が議会で審査をするために指名するので、会派を超えて、議会として指名ということで、議長を信用するので、この会派から指名はしていかななくていいのではないかと考えておりますが、こちらのあたりどのようにお考えですか。

意（13） 議長を信用してないとかっていうふうではなくて、やはり、全ての会派から指名されたほうが、公平ではないのかなと思ったものですから。そのように、書かせていただいたんですけれども。

意（2） はい、ありがとうございます。では、次、ただし相当な理由があるときはとありますが、そちらは、どのようなことを想定されてみえますか。

意（13） 具体的にはないんですけれど、元々が、ただし、審査会が特に許可した場合はっていうふうにありましたので、丁寧な説明として加えたほうがいいのではないかなと思って、書かせていただきました。

意（2） じゃ、次に行かせていただきます。

新政会さんの、この同意書が要らないという、この様式ですね。これ、私は載っていてもいいと思うんですけれども。これは、載せなくてもいいという、何か。市政クラブとしては様式のほうが丁寧だから、このままでも良いのではないかなと思うんですけれども。それではいけないのでしょうか。

意（8） これは公表する場合は、公表することに同意しますよと。

ところが、それが、人数が集まらなかったとか、そういう時になると、それは公表されないわけですよ。受理されなければ、審査会にかけなければ。

本来からいくというと、そういったことをされる以上ですね、いわゆる議員として見たって、やはり、それだけの責任を持って、やっぱり、政治倫理審査会にかける、それだけの重みというのは、感じていただきたいということで、僕は公表すべきだと、公開すべきだというそういう考え方です。

意（２） それでは続きまして、共産党さんの第３条に追加とありますが、署名はどのような定義としてお考えですか。

意（１５） どのような定義と言われても、自筆ということですけども、中央公民館の取壊しの直接署名ですね。あれをやったときのように、署名は自署に限るという文言を入れて、ただ、親子で書いてても、とても二人、後であったんですが、二人がいろんな事情があって、うまく書けてないっていう方があったときに、同じ人が書いたんじゃないかっていうふうに見られたことがあったんですが、それは二人が障害者で、ちょっと字が、要するに上手に書けてなかったんですね。そういうのは、やっぱりきちんと見ていただかなきゃいけませんけども、基本は自署でなきゃいけないというのを加えていただきたいと。

それでないと、例えば介護保険が高いよっていう問題ということで、署名を集めた。そういうので、署名を集めてきたのと、これ政治倫理審査会の問題ですから、議員や議員たちといいますか、議員個人にしる、集団の団体にしる、要するにおとしめるような署名も入ってくると思いますので、きちんとそこは加えたほうがいいと思います。

意（２） その次の対象議員が、非公開を求める場合以外は、公開とするを追加とありますが、これ、私ども対象議員だけではなく、いろいろな場面が想定されるので、対象議員ということを追加せずとも、いろんな場合を想定してこのままでいいと思っております。

委員長 続けていいです。

意（２） その次ですけど、この縦覧に課さなければならないですが、こちらのほうは、縦覧については、どのようにお考えなのですか。

意（１５） まず、縦覧については、これをやらないと、何て言いますか、要するに中身、中身で署名してある中身がわからない。だから、自分のやつが、書く意思がなくても書いてあったとか、そういうことがもし出てきてはいけませ

るので、縦覧をするべきだと。

先ほど言った、非公開を求める場合ってというのは、何か、その方が、全部じゃなくても、この問題を全部公開されると、いろんなところで、不都合が起きるという場合に、もちろん全部もあるかもしれませんが、不都合が起きると、そういう問題があったときに、本人から申入れがあれば、それは考えなきゃいけないということで、入れました。

委員長 いいですか。

意(15) 出席委員の3分の2以上の同意を得たときはって、先ほども公明党さんが、各会派から出すようにって言われましたが、出席委員の3分の2以上の同意というのは、ある程度偏ってしまう可能性がありますので、本人が非公開を求める場合以外はっていうふうに、変えたほうが適切だと思っています。

意(2) その対象議員、議員に限らないと思うんですよね、証人として出られる方が、身の危険を感じるから非公開にしてほしいっていう場合も、非公開にすべきだとは思いますが。だから議員で対象とする意味が、ちょっと私どもは理解が出来ないので、その辺をちょっともう少しじゃあ、詳しく教えてください。

意(15) はい、何て言いますかね。例えば、対象になった委員が、審査会の会議を開いているときに、子供のことなどで、あまり詳しく公開されると不都合が起きるといような場合に、そういう場合に、きちんと明記したほうがいいと思いますので。

意(2) それは、議員にする必要があるのですか。議員にする必要があるのですか。それは証人に立たれる方も同様だと思いますし。

意(15) 証人に立つ方も、それから議員も含めてですが、例えば、本人のことであればいいですが、ほかの問題なんかで、非公開にしたほうがいいと、本人がしてほしいと言った場合には、するべきだと思います。

意(2) ということは、対象議員が非公開と求める場合とありますが、これ対象議員じゃなくても、非公開で3分の2以上っていうことで、駄目なんですか。

意(15) あの、3分の2以上っていうことで、その方の事情がわからない場

合に、みんなで、みんなであってというか、3分の2以上の方がいると、むりっこやっこに、全部、公開にするって書いてありますので、公開にしないといけないっていうふうに責められた場合に、本人が、そこで説明する方が、不都合なことが起きてはいけませんので、こういうふうにしました。

意(2) 次、行きます。あの、議員とする意味が、私どもはちょっとわかりませんが、いろんな方が対象になると、私どもは思っております。

それでは、参考意見とありますが、高浜市民の会さん。

委員長 ちょっと、待ってください。じゃあ、共産党さんは、いいですね。はい、これでいいですね。12番、鈴木勝彦委員。

意(12) 共産党さんの第3条の追加に、意見等のところには署名は自筆でなければならない云々と書いてある。共産党さんが、考え方、対応の案を出していただいたよりも、強く求めていると思うんですけども、この元々の意見書ではまずいわけですか。

意(15) 例えば、説明をする本人、議員にしろ、一般の方にしろ、例えば、今も言いましたけども、家族の中で、あの...

意(12) 意見等、私、議長案で出していただいた文言と、それから、考え方対応っていう、とし子さんが出していただいた案と見比べると、元々の議長案のほうが、強く求めているような気がするんですけども、この文言ではまずいわけですか。

意(15) 細かくいろいろ書いてありますが、署名は自署でなければならないという点では、直接、ここには、明記されてないと思うんですね。

意(12) 同一筆跡でなければ認めませんよ、無効にしますよ、取扱うべきではありません、であるということを書いてあるので、この方が強く文言的には書かれていると思うので、私は、この意見がいいかなと思っております。そんなに意見を求めませんけども、御検討いただければと思います。

それから今の、対象議員が非公開を求める場合以外はと、いうことですがけども、先ほど直子議員からもですね、やっぱり証言に立っていただく、証拠を見せて証言に立っていただいた方に、不利益を与えるようなことがあるならば、これは非公開にするべきであると思っておりますけども、議員においてはですね、非

公開にする対象にならないと、僕は思います。

そこで、審査委員会が開かれて、公正にお互いの意見を聞くということであれば、公開で十分だと思いますけども、その考えは変わらないということで、いいわけですか。

でも、もしあれだったら、次の委員会、もしあるならばですね、ここも少し、皆さんの御意見を統一していきたいと思えますけども、私は、公開でお願いしたいと思えます。

皆さん方も、一般の定例会でもですね、公開しろ、公開しろという要求を、たくさん私は耳にしておりますので、ぜひですね、こういう対象議員があっても不利益があっても、公開すべきだというふうに私は思っております。別に意見はいいです。

委員長 では、続いて、高浜市民の会さんの。そのまま続けてもらって、市政クラブさんとしてのあれで、確認を先とられて、ほかの会派のほうからお聞きします。2番、神谷直子委員。

意(2) 一番上のところからいきます。市から補助金等の交付を受けている団体の役員とかってありますけれども、こちら、皆さんいろんな団体に所属されていると思います。あの、町内会はじめPTAなど。

で、その団体に所属して役を受けないこと、役を受けることが問題なのではなくて、その役を使って利益誘導なり、市に何とかしてほしいみたいなことをすることが問題なのであって、所属することになり役員になることは問題ではないと思うのですが、その辺りのところ、どういうふうにお考えなのか、ちょっと詳しく教えてください。

意(16) もちろん、その役その団体に所属することは、全く問題ないと思います。

ただし、役員になるっていうのは、それなりの権限を持つわけですので、やはりそれは、私は議員がなるべきではないと思っておりますので、そういう意味でも、やはりこの辺りをですね、はっきりしておかないと、やはり市民からですね、クリーンな議会というところを示すためにも必要だと思って、明記のほうお願いしました。

意（２） じゃ、次行きます。この次の、委員の最低人数を明記すべきと、全会派から選出することを明記すべきですが、このところもう少し詳しく教えてください。

意（１６） ほかの会派からでも発言があったようにですね、先ほど直子議員のおっしゃるようですと、例えば、全員、市政クラブさんが一番人数が多いものだから、市政クラブさんで構成するっていうこともできるわけなんですよ。

それではなくて、やはりですね、いろんな意見の多様な意見の中から、結果的に、どうするのかっていう判断が必要になりますので、やはり多様な意見の中で公平な判断ができるためにも、全会派から選出すべきであると思いますし、８人っていうのは、８人以内って書かれておりますので、最低でも私は８人は必要かなと思うんですけど、１人でも２人でも成立してしまうということになると、１人、２人の意見で、議員の今後の身分について、言われてしまうわけですので、人数はしっかり明記したほうが良いと思いますし、全会派から選出するっていうことで、やるべきだと考えております。

意（２） 次ですけど、原則公開とするのであれば、この規程は必要かってありますけれども、私どもこれは、非公開になる場合もあることを考え、削除することは、やめたいと思っておりますが、その辺りのこと、どうお考えですか。

意（１６） もし、非公開の可能性もあるということであれば、秘密会の議事はっていうことで、それはあらかじめうたった上での、規程になるかなと思いますので、このように書かせていただきました。

意（２） それでは、このままでもいいような気もしますが、秘密会をわざわざうたわないといけないのか、もう少し詳しく教えてください。

意（１６） 会議規則のほうにですね、秘密会の保持ということで、秘密会について、しっかり別でうたわれておりますので、やはりこちらですね、きちんとうたっておいたほうが、後々トラブルにならないと思いますので、私はうたうべきだということで、書かせていただきました。

意（２） ３条の第４項は、先ほどあったとおりなんで、ここはちょっと飛ばしたいと思います。

３条の第５項ですが、署名期間 30 日以内と定めているが、この規程だけで

は30日以内に行うことが、どのように証明できるのか不明である。これについては意見、考え方、対応が載っておりませんが、もし良い提案があれば教えてください。

意(16) これについては、ちょっと非常に複雑ですね、住民投票条例のほうを見ると、やはりこういうふうにやりますよっていうふうに最初に申請したりっていうことで、すごくいわゆる手間というか、申請する側のほうがですね、なかなかこれハードルが高くなるっていうところがありまして、であれば、どうしたらいいかっていうところまでは、ちょっと全然皆さんで、御検討を逆にいただけるといいかなと思うんですけど。

30日以内に、これだと、いつから行ったのかってことが、わからない状況になっていますし、であれば、本当に30日以内に行ったのかということも、これだとわかりづらくなっていうことで、ちょっとこれだと、このままいっちゃうと、何かトラブルになりかねないかなということ、書かせていただきましたので、逆に皆様のほうからどういうふうに、運用していくといいのかっていうのを教えていただけるといいのかなと思っています。

意(2) 市民が、意を決してこういった行動を起こすのに対して、最初から疑うようでは、ちょっとどうかなとも思っております。

次に行きます。選挙管理委員会は署名簿の署名の証明が終了したときは、とありますけど、これ多分、住民投票条例と一緒に書いてあると思うんですね。これ、そこまでいろいろ詳しく規程をするべきなのか、その住民投票条例っていうのは、イエスかノーかを定める投票であって、これは一人の、一人じゃないかもしれませんが、その議員の資質がその倫理にかなってるか、かなってないかを定めることですので、問題が全然違うと思うんですよ。

その住民投票条例と同じようにするべきなのかどうかも、私は議論の必要があると思っています、もう少しその辺りどのようにお考えなのか、教えてください。

意(16) 縦覧期間っていうのはですね、なぜそのようにしたかっていうと、結局、先ほどから申してるように、同じような署名が後から見つかったとか、同じ筆跡が見つかったとか、あと自分の書いてないのに、名前があったという

ことが、今回のトリエンナーレに関わる大村知事のリコール署名において、多発してたわけですよ。

そういうことが、もし高浜市で起きた場合でも、混乱しかねないってことで、特にですね、自己情報開示請求などを、議会のほうに多数された場合ですね、先ほどから申してるように、混乱しますし、じゃあ、その署名を、どうですね、その時点になって、これは有効なのか、これを無効なのかってところが、いわゆるちょっと争う部分にもなりかねないってところで、そういう意味でも、縦覧期間を設ければ、そこで、指摘する人があれば、そこで済む話ですので、縦覧期間を逆に設けることによって、市民に議会としてもですね、開けた議会ということで、クリーンな署名活動、そして、それに対応する議会としての在り方になるんじゃないかなということ、やはり縦覧期間が設定されないと逆にですね、混乱しかねないということ、このように意見として述べました。

意（2） 先ほども申しあげましたように、やはり住民投票条例と、この倫理審査会を開いたその署名をジャッジするかどうかの縦覧ってというのは、全然、意味が違うと思うんですよ。その辺りは、どういうふうに考えているか、教えてください

意（16） 住民投票条例は、あくまでもこうしてくださいってことを決められるものではないですよ。それをどうするかどうかを、投票で決めますよっていう前段階なんですよ。

だけど、今回のこの署名がもし、そのままいってしまうと、例えば1人の、今回の私の件であれば、私が辞職勧告を受けるってことは、1人の議員が、その後、議員活動ができるかできないかっていう、すごく大きいことになると思うんですよ。

その辺りとして、これがですね、いつ誰が今後どうなるかわからないですし、そういうことを考えれば、非常に重たい署名だと思うんですよ。軽いものでは、全くございません。ですので、私は、もしかしたら住民投票条例よりも重い署名かもしれないという考えがありますので、そこを御理解いただけたらと思います。

意（２） その重い署名だからこそ、公開されたくないということもあると思うんですね。その辺りは、どういうふうにお考えですか。

意（１６） 書面ってというのはですね、私はこの書かれた要請文に関して同意します、是非ともこの署名、要請文に、賛成するから書くわけなんですよ。賛成するから、私はどこどこの誰それですということを、明記するってことなんですよ。

ですから、それは、縦覧されて当然じゃないですか。逆に縦覧しないで、書いていいなんていうのは、それは署名にならないと思いますので、私はちょっと、その辺りが、考え方が違うかなと思います。

意（２） そのくらい重い署名だからこそ、身の危険を感じたりされるようなこともあると思うので、今回、議事録には載っていませんけど、会議が終わってから、代表の方のところに押しかけたというようなこともありましたので、その署名を書くとか、その署名が載るとかっていう、住所が分かるとかですと、そのような危険がある、そういうことも考えられますよね。そういったことについてまで、考えて発言されていますか。

意（１６） 押しかけた云々ということが、ちょっとよくわからないんですけど。身の危険があるってことも、ちょっと私はわからないんですけど。自分は、このことに同意するからっていうことで、わざわざ名前と住所を書いて出してるわけですから。

そうなる、じゃ、逆に住民投票条例は、なぜ縦覧期間があるってお考えなんですかね。逆に、ここに、そういうふうな考えがあるってことで、自分の身分を明かすわけですから。書面っていうそういうものだと思うんですね。

意（２） まあ、いいです。ちょっと意見の相違がたくさんあるということで、ありがとうございます。

次ですけど、この違反行為が判明してから１年以内で、審査請求をするという期限を明記すべきとありますが、これ時効１年ということで、決めるわけですよ。もし、過去にしたことが、今、明らかになって、今から１年なのか、そこら辺の時効っていうのは、すごい関係があると思うんですよ。その辺は、どのようにお考えですか。

意（16） ですから、違反行為が発覚してからってことですので、例えば過去にやったことであつたとしても、それがずっと、内密に全く表に出なかつた。でも、あるときに、何かで、知ることになつたっていうことは、知つたときから1年以内で、いいかと思ひます。

意（2） その1年以内の根拠は、何ですか。

意（16） この部分については、皆さんで考えていただければいいかなと思ひうんですけど、私は1年が、半年だと短すぎますし、1年以上ですと、長いかなということ、自分の中で1年が適当と思ひまして、1年としましたが、この部分については、皆さんに議論いただければと思ひます。

意（2） ありがとうございます。私からは、以上です。

委員長 ただいま、あの。16番、倉田利奈委員。

意（16） すいません。先ほどの質問について、議長にお答えいただけないかと、思ひうんですけど。

議長 逆に聞きたいんですけど、3分の2がなぜ駄目なのか、よくわかんないんですけども。基本的に、8名以内としてあつて、8名入りまされたので、2分の1というわけにいかないんですよ、半分ってわけにいかない。

これ普通に考えると、3分の2ということで、何がいけないのか、何が疑問なのか、よくわかりませんけども。

意（16） いや、いいとか、いけないではなくて、3分の2とした、根拠を教へていただきたいということです。

議長 すいませんが、憲法でもそうですし、いろいろ法律を見ると3分の2というふうな記載が基本的にありますよね。

今回の構成を8名と考えた場合でも、3分の2でもおかしくないかなと思ひますが。

委員長 はい、当然、各意見を出された会派について、市政クラブさんからの質問というか、確認をされました。

ほかの会派です、今回、四つの会派が出されてます。そちらに対してです、御意見等、ほれから確認したいとか、会派があれば、お願いしたいと思ひます。6番、柴田耕一議員。

意（6） 署名の確認というところで、選挙管理委員会。

委員長 どの委員会の。

意（6） 4条の1項のところ。審査請求の中で、選挙管理委員会が要するに、署名簿の確認をするということで、それで、50分の1以上ありますよという通知を受けた場合、こういった後、5条の1項のほうへいくというふうな解釈で、よろしいかどうか。

議長 あくまでも、選挙管理委員さんに見ていただくのは、台帳のほうに18歳以上、選挙権ある方がしっかりと載っているかどうかという確認をしていただく。

それで実際、実在する人であるという形を踏まえて、こちらのほうにまた、署名数が足りていますよと、いう御報告をいただくという形です。

意（6） 今の話でいきますと、委員名簿っちゅうのか、選挙権がなきゃ、署名やなんかは、どういった扱いになるのか。そこら辺のことを。

議長 基本的に、意思表示という部分で、18歳以上かなというふうに考えます。

意（16） 先ほどの議長の御答弁でいきますと、同一署名の削除は、どこで行われるのでしょうか。

議長 基本的には審査会でチェックをしていただくというふうに考えております。

意（12） はい、委員の人数のことにに関して、倉田議員も全会派から選出することを明記すべきだということでもありますけども。会派というのは、議運の場合ですと、私どもと、4会派でありますけども、これを会派となすのか、一人会派も会派とみなすのか。その辺のお考えを、お聞かせ願いたいと思いますが。

意（16） 私は、一人会派が高浜市で認められておると思っておりますので、一人会派も会派として、一人ということだと、考えております。

意（12） ここら辺りも、ひとつまた御議論いただきたいところかなと思いますが、当然、フローチャートのところでは、議長が任命するということでもありますので、議長は、やっぱり公正かつ、厳正に任命されると思います。

その中に、私どもの議員がたくさんおったとか、私が入れないとかいうことは、ありうると私は思っておりますので、そこは議長の、やっぱり、議員と皆

さん方の考えで任命されると私は思っておりますので、議長が任命するという
ことで、私はいんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

委員長 いろいろ意見が出されましたが、今回、意見をまとめるのは難しいの
で、本日、出された意見を踏まえ、次回の議会運営委員会で再度協議をお願い
します。

次回の議会運営委員会の日程ですが、9月2日の木曜日の午前10時からで
お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。皆様の予定を確認させていた
だきます。9月2日木曜日の午前10時。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、次回の議会運営委員会は、9月2日木曜
日の午前10時から開催しますので、御予定をお願いします。

議長 今までの話の中で、各会派から出すべきだというお話をいただきました。
ただ、各会派からそれぞれ出ていただくっていうのも、ひとつありがたい話な
のかなとは、思うんですけども、例えば大多数の、例えば申し訳ないんすけど
も、市政クラブさんが対象として、そういう署名が上がってきた場合、これと
市政クラブの議員さん全員が対象となると、全会派から出すというふうに、う
たうことも出来ないですし、ましては、一人会派の方も一緒だと思うので、8
名以内というふうになっているのも、基本的に何人が、例えば視察に行った、
例えば8人が全員対象でしたよと、そこから議長、副議長を抜いてというと、
残り6人しかいないといった場合に、8名以内というふうにしておいたほうが
いいのかなと、いうふうな感じもしますので、そこら辺も含めて、また御意見
をいただければなというふうに思います。

それから、あと申し訳ないですけど、15番の内藤とし子議員にお願いをした
いんですけども、おとしめるようなというような発言を、ずっとされているん
ですけども、まるで何か今回の署名自体が、おとしめるような形だというよう
なふうに、ちょっと聞こえますので、そこら辺、御注意をして発言をしていた
だきたいなというふうに思います。

2 その他

委員長 議長より発言を求められていますので、これを許可します。

議長 すいません。私から1点、あります。

全国市議会議長会からですね、お配りしている資料のとおり、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税の財源の充実を求める意見書というものが、9月定例会にて議決の上、国会及び関係省庁に提出するようという依頼がありました。

資料にあります意見書（案）を、文言をよく御確認をいただきまして、この意見書を提出するか否か、また、意見書の文言の修正の要否もあわせて、次回の議会運営委員会で、御協議をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま議長より発言がありましたが、全国市議会議長会から依頼のありました意見書の提出については、次回の議会運営委員会で協議しますので、意見書を提出するか否か、また、意見書の文言の修正の要否について、次回の議会運営委員会までに、各会派で意見をまとめていただきますようお願いいたします。

その他、皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後0時04分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長